

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則について

### 1. 概要

(1) 地方公共団体が行う相談業務等の委託先の基準（法案第 18 条第 3 項の内閣府令で定める基準）は、次のとおりとする。

- ①法案第 18 条第 2 項に規定する業務に係る事務を適切、公正かつ中立に実施することができる法人であって、
- ②女性の職業生活における活躍の推進に資する活動を行っている一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人その他地方公共団体が適当と認めるもの

【参考】女性活躍推進法案（抄）

（職業指導等の措置等）

第 18 条（略）

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

(2) 法案第 23 条第 5 項に基づく協議会組織時の公表は、次のように行うこととする。

公表項目：協議会の名称、構成員の氏名又は名称

公表方法：地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法

【参考】女性活躍推進法案（抄）

（協議会）

第 23 条（略）

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### 2. 施行期日

公布の日